

# 第3期 広川町 地域福祉活動計画

令和7年3月



第3期  
広川町  
地域福祉活動計画

## ■ 地域福祉活動計画の策定にあたって



社会福祉法人 広川町社会福祉協議会  
会長 井上 俊明

今日、様々な社会状況の変化を背景に、生活課題や福祉ニーズが多様化し、制度の狭間の問題や複合的な福祉課題をもつ世帯など、これまでの公的サービスだけでは対応が難しいケースが増えてきております。

とりわけ、コロナ禍の長期化がもたらした影響は大きく、物価高騰による生活困窮、人と人とのつながりの希薄化など、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化し、大きな社会問題となってきております。

このような社会背景を踏まえ、本計画を堅実に実行していくためには、地域住民や福祉・医療従事者、NPO・ボランティア、行政等の多様な主体が、「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、それぞれの暮らしを思い、支え合いを循環させるような取り組みを、みんなで起こしていくことが重要であると考えております。

第2期計画に続く本計画は、地域福祉を実践・実行する「わたしたち」が、「気づき」と「工夫」を持ち寄り、できることを紡ぎ合わせることで、誰もが幸せに暮らすことを応援できる社会を進める計画であります。

社会福祉協議会といたしましても、これまで様々な主体と連携・協働し積み重ねてきた地域福祉活動を基に、さらに深化してまいりたいと考えております。

なお、広川町において、本地域福祉活動計画と並行して策定されました「第3期広川町地域福祉計画」と連携を図りながら、歩みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました策定委員会の皆様におかれましては、豊富な経験によります熱心なご指導、ご教示を賜りまして、心から御礼申し上げます。今後とも引き続き、住民の皆様の地域福祉の充実・発展のために、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



第3期広川町地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 綾戸 信之

現在、少子高齢化や核家族化が急速に進行し、社会的課題となっております。独居高齢者や老々介護など、支援を必要とされる世帯が増加傾向にあり、課題解決には、地域住民相互の支援が重要です。令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大から、地域行事などの中止が相次ぎ、その影響で地域住民のつながりが希薄化しました。誰もが安心して笑顔で暮らせる地域を創るには、そこに住んでいる私たち、一人ひとりの理解と行動力が必要です。

地域社会の絆を深めるには、地域行事に参加することが有効です。多くの方とふれあい、語り合うことでお互いの距離感が近づきます。これからは地域の人が、助け合う社会が必要です。高齢になると、生活に何かしら不安や不便を感じる事があります。その様な時、遠慮なく助けを求めましょう。そして、それに答えられる環境を整える事が大事です。誰でも年齢を重ね、その時々の方が社会のためにできることを、実行する行動力が期待されています。地域の力を強め、そこに住んでいる多くの人々が望む地域社会を目指す事が大事です。

今回策定した、広川町地域福祉活動計画に基づき、地域住民が支え合う地域共生社会の実現に向けて、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ■目次

地域福祉活動計画の策定にあたって . . . . . 4

### 【第1章】計画策定の趣旨

[1] 地域福祉活動計画とは . . . . . 8  
[2] 計画策定の背景 . . . . . 8  
[3] 計画の位置づけ . . . . . 9  
[4] 計画の策定体制 . . . . . 10  
(1) 計画策定委員会の設置 . . . . . 10  
(2) 計画策定チームの構築 . . . . . 10

### 【第2章】計画の基本的な考え方

[1] 第2期計画の振り返り . . . . . 12  
[2] 主要課題と解決の方向性 . . . . . 13  
[3] 計画の基本理念と基本目標 ～わたしたちが目指すもの～ . . . . . 15  
[4] 計画の体系 . . . . . 16

### 【第3章】目標達成のための取り組み

[基本目標1] 人とのつながりを適度を持つ . . . . . 17  
[基本目標2] 助けを求め、支援を受け取る力「受援力」を高める . . . 18  
[基本目標3] 自分らしく暮らすために必要な情報や機会を得る . . . . 19  
[基本目標4] 様々な参加・協力を通じて、  
人や地域に必要とされる実感を得る . . . . . 20  
[基本目標5] 多様な人や組織との連携・協働を図っていく . . . . . 21  
[基本目標6] 生きづらさがあっても、その人らしく暮らせるように、  
共に考え、工夫する . . . . . 22

### 【第4章】計画の進め方

[1] 計画の実施体制 . . . . . 23  
[2] 計画の進行管理 . . . . . 23

### 【資料編】

広川町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 . . . . . 24  
計画策定の経過 . . . . . 25



## 【第1章】計画策定の趣旨

### 【1】地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会（以下、「社協」という）が、地域住民をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者やNPO、ボランティア、行政等と相互に協力して策定し、それらが協働・連携して地域福祉を推進するための民間の行動計画です。

### 【2】計画策定の背景

現在、私たちはモノや情報が豊かな生活環境で暮らし、その状況は時代とともに、さらに便利な社会へと進展しています。その豊かさは、個人の価値観やニーズ、生活スタイルの多様化をもたらす一方で、既存の社会の仕組みやルールとの間に溝やズレを生み、それが地域生活課題へと発展してきています。

そして、加速する少子高齢化、核家族化や単身化がもたらす社会的孤立を背景として、これまで地域や家族の中で支え合い解決してきた地域生活課題は、対応が益々困難になってきています。これらの課題が相互に複合的に結びつき、経済的困窮や子どもの貧困、孤独死・孤立死、自死、ダブルケア（※1）やヤングケアラー（※2）、ひきこもりや8050問題（※3）など、多くの社会問題を引き起こしています。広川町におきましても、人と人とのつながり、地域への帰属意識の低下、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域社会のつながりの希薄化や課題解決機能の脆弱化が一層進んでおり、ひとり暮らし高齢者や障がい者、ひとり親家庭の孤立など、私たちの身近な地域の中で、様々な問題が生じてきています。

そして近年では、毎年のように日常生活に多大なる影響を及ぼす災害が発生しており、令和5年7月に発生した豪雨災害では、広川町においても甚大な被害をもたらしました。それに伴って安全・安心に対する関心は非常に高まり、日頃の備えや災害時の対応力強化が必要になってきています。

このような状況の中で、広川町行政におきましては、令和2年3月に、「第2期広川町地域福祉計画」が策定され、令和7年度からは、第3期計画が実施される予定となっています。同時に社協におきましても、民間による福祉活動の行動計画として、令和3年3月に「第2期広川町地域福祉活動計画」を策定し、計画を進めてまいりました。

そして今回、広川町地域福祉計画の策定に続き、一年遅れで計画を進めておりました広川町地域福祉活動計画につきまして、両計画の歩調を合わせるべく、令

和7年度からの5カ年を計画期間として「第3期広川町地域福祉活動計画」を策定することといたしました。今期は、新たなニーズや課題に対応すべく、第2期計画において取り組んできた活動の効果や課題を検証し、計画策定にあたりました。

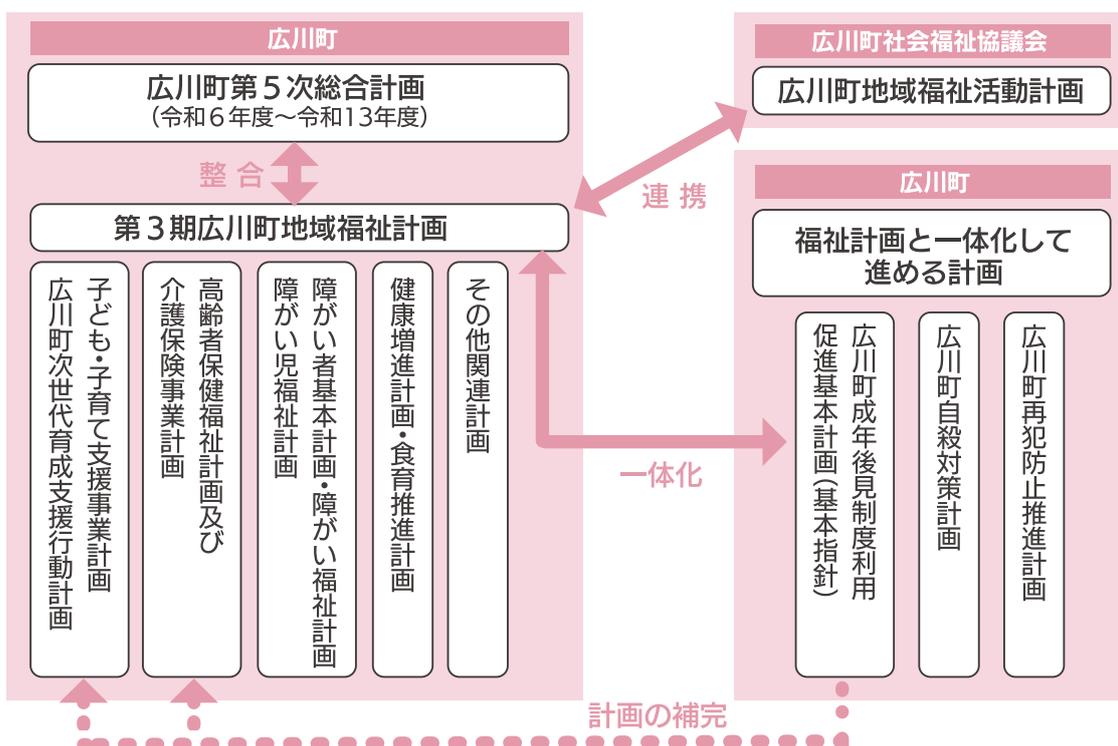
- (※1) ダブルケア・・・子育てと親や親族の介護が同時に発生する状態。
- (※2) ヤングケアラー・・・病気や障がいのある家族・親族の介護等で忙しく、本来受けるべき教育を受けることができなかつたり、同世代との人間関係を満足に構築できなかつたりする未成年、または未成年時代にそのような状況にあった人たちのこと。
- (※3) 8050問題・・・80は80代の親、50は自立できない事情を抱える50代の子を指し、こうした親子が社会から孤立する問題のこと。

### [3] 計画の位置づけ

町の地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、町が地域福祉推進のため、国県と共に、主として、行政法規に基づいた福祉施策を計画的に遂行していく行政の視点からの行政の計画ですが、地域福祉活動計画は、住民主体の、あるいは住民が参画する活動を志向する住民の視点からの民間の計画であり、お互いが福祉の推進をめざす計画です。したがって両計画はお互いが協働・補完し合う、いわば車の両輪のような関係性をもっています。

そして、この両計画に基づいて、法に定められている「地域福祉を推進する中核的組織」である町と社協が、地域住民等と一緒に連携・協調して、広川町の地域福祉の増進を図っていくことが、法が理想としている地域福祉の姿であると考えています。

【本計画の位置づけ】



## 〔4〕計画の策定体制

### （1）計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために、福祉活動に携わる町民で構成される「第3期広川町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。

### 第3期広川町地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属団体名
委員長	綾戸 信之	久泉ふれあいのひろば
副委員長	松本 一義	広川町身体障害者福祉協会
委員	吉田 卓矢	障害者支援施設 赤坂園
委員	緒方 ソト江	広川町老人クラブ連合会
委員	梅本 節子	長延三ツ丸ふれあいいいききサロン



▲ 委員会の集合写真



▲ 委員会の様子

### （2）計画策定チームの構築

「社会福祉法人広川町社会福祉協議会」と「NPO法人とねりこ」のメンバーで構成し、地域福祉活動計画策定の進行管理や方向性、骨子（案）の検討、基本資料の作成等を行いました。

#### ▼ 社会福祉法人広川町社会福祉協議会

社協は、社会福祉法において、極めて公共性の高い、行政と並んで地域福祉の推進を図ることを目的とする中核的な組織である団体として位置付けられ、誰もが安心して暮らすことができる「ふくしのまちづくり」を推進することを使命とする民間の社会福祉団体です。

また、社協は、全国域では全国社会福祉協議会（全社協）、都道府県域では都道

府県社会福祉協議会（都道府県社協）、市町村域では市町村社会福祉協議会（市町村社協）が組織されています。それぞれは独立した組織ですが、密接な連携を図っています。

広川町社協は、地域の住民組織、社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、さらに、地域の幅広い種々の専門家・団体・機関によって構成された社会福祉法人として、主体的に地域福祉の推進に努めています。

**社会福祉協議会の役割（社会福祉法第109条に規定）**

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 上記の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

**▼ NPO法人とねりこ**

令和2年3月に福岡市にて設立。思いを抱く人や組織が、違いを越えて互いに向き合い、共に複雑な課題に挑む社会の実現を目指して、他組織との協働による課題解決プロジェクトのマネジメントや、非営利組織の経営に関するコンサルティング、他組織からの要請に応じたのアドバイザー・講師派遣のほか、非営利組織の事業計画や業務改善計画などの立案・策定の支援などに取り組まれています。



▲ 広川町社会福祉協議会  
(広川町保健・福祉センターはなやぎの里内)



▲ 計画策定チーム会議の様子

## 【第2章】計画の基本的な考え方

### 【1】第2期計画の振り返り

令和3年策定の第2期計画では、3つの基本目標をもとに具体的な取り組みを進めてきました。その進捗に関する振り返りについては、計画策定委員会において協議が行われました。

#### 【基本目標1】わたしたちが共に生きていくまちづくり

- 「**福祉の理解と活動の促進**」については、小学校や中学校、地域において、福祉教育・学習を促進したほか、くらしのサポーターなどの生活支援に関する担い手の養成や、活動するサポーターのミーティングなどにより、担い手の育成やフォローアップを図りました。
- 「**参加・協力と連携の推進**」については、フードドライブ（※1）やリユース事業（※2）など、多様な参加・協力の方法や機会を設けました。また、地域や事業者との協働による買い物支援や、町内の福祉団体との連携、広川町社会福祉法人連絡会の協働実践による生活困窮者支援、子育て支援などが進みました。
- 「**心とからだの健康増進**」については、サロン活動や地域通いの場などの健康づくりにつながる取り組みを推進したほか、いきいき元気教室などの介護予防に関する取り組みの充実も図りました。

（※1）フードドライブ・・・家庭で使いきれない未使用の食品を持ち寄り、団体や、地域の福祉施設、子ども食堂などに寄贈する活動のこと。

（※2）リユース事業・・・不要になったものや使わなくなったものを捨てずに再使用する取り組み。

#### 【基本目標2】わたしたちが暮らしやすいまちづくり

- 「**相談支援体制の充実**」については、社協において生活支援等に関する相談支援力の向上に努めました。また、民生委員やくらしのサポーターなどが担う日常の見守り・声かけによって、ニーズの早期発見・早期対応に取り組みました。
- 「**情報発信の充実**」については、ホームページやSNSを効果的に活用したほか、広報誌やチラシなどの紙媒体も工夫を重ね、読者からの反応が得られる発信ができました。音訳を行う朗読ボランティアとの協働により、情報収集が困難な人への対応も行いました。
- 「**福祉サービスの充実**」については、病気や障害により意思表示や判断が困難な

人に対して、自らの意思決定を支援する権利擁護を推進しました。また、公的サービスでは対応できない狭間にある生活課題の解決に向けた仕組み・体制づくりを進めました。

### 【基本目標3】わたしたちが安心を創るまちづくり

- 「災害に伴う対応の充実」については、もしもの災害に備え、助け合う仕組みとして、令和3年からボランティア活動センターによる災害ボランティア事前登録を開始しました。また、令和5年7月に発生した豪雨災害において、災害ボランティアセンターを設置し、あらゆる主体との連携・協働により、センター運営を行いました。
- 「安全・安心な生活環境の整備」については、認知症になっても住み慣れた地域の中で自分らしい暮らしが継続できるよう、認知症サポーター、認知症キッズサポーターの養成に取り組みました。また、コロナ禍においても、地域住民が主体となり、サロン活動や地域通いの場を工夫して開催することでつながりを継続し、保つことができました。
- 「様々な課題を持つ人への支援の充実」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経済的・精神的側面から暮らしに困難を抱える人が多くなる中、多様な主体や社会資源を組み合わせながら、課題解決に向けた環境づくりに取り組みました。また、社会的孤立に陥りやすい人に対して、相談支援からつながりづくりを促進し、孤立しない・させない支援体制を意識して取り組みました。

## 【2】主要課題と解決の方向性

第2期計画の振り返りと、昨今の社会情勢の変化や広川町を取り巻く状況などを踏まえて、第3期計画を策定するにあたっての主要課題と解決の方向性を以下のように整理しました。

- 高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の拡大、経済状況の変化の影響で、福祉ニーズは多様化、複雑化が著しく進み、公的サービスや制度・仕組みだけでは、対応が難しい場面も増えてきています。一人ひとりの「暮らし方」に配慮し、その暮らしを支えていくためには、公的サービス以外の選択肢を増やしていくことが必要です。そのためには、参加を促す工夫や、ニーズを調整する仕組みが重要です。
- 地域福祉の担い手については、引き続き高齢化に伴う担い手不足と固定化が多く、多くの場面で進行しており、担い手の育成だけでなく、既存の活動や運営の見直

しなどによる負荷軽減を図りながら、多様な参加の方法や機会を認めていく必要があります。また活動者と受益者を単純に区別するのではなく、どちらにもなり得ることを念頭に、一人ひとりが能力や意向に応じた役割を担うことで、人や地域に必要とされている実感を得ることも大切です。

- 地域の担い手不足や、住民同士のつながりの希薄化、頻発する自然災害などの背景から、支援を受け取る力「受援力」を高める必要があります。「受援力」(※)を高めるためには、みんなが少しずつ助け・助けられ、負担の軽減を図り、情報や取り組み方を学びながら、地域づくり、関係づくりを進めていく視点が大切です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活困窮者対応や、令和5年7月に発生した豪雨災害での対応においても、多様な人や組織との連携・協働の重要性を改めて感じることとなりました。また、生活域内にある社会資源だけでは対応できないような問題には、地域や分野を超えた新たな多職種・他機関連携を平時から意識的に取り組み、さらに充実させていくことが重要です。

### ※「受援力」とは？

「困ったときに助けを求めることができる力」「支援をうまく受け入れる力」のことを表す言葉です。

受援力という言葉は、災害の多い日本において、各地で活動するボランティアなどの支援力を高めることと同様に、被災地がボランティアや企業・団体などの支援をうまく受け入れる力(=受援力)を高めることも重要だという考え方から用いられるようになりました。

近年では、地域の担い手不足や、住民同士のつながりの希薄化などの背景から、災害時に限らず社会生活の中でも「支援を受ける力=受援力」を高める必要があると言われるようになってきました。



▲ 災害ボランティア



▲ 連携・協働による食の支援（フードドライブ）

### [3] 計画の基本理念と基本目標 ～わたしたちが目指すもの～

第3期計画を策定し進めていく中で、本計画が最も希求する基本理念と、それを実現するための基本目標を次のとおり設定しました。

#### 基本理念

わたしたちが共に生きていくために  
一人ひとりの「気づき」と「工夫」で  
安心できる暮らしを創り出す

この基本理念は、計画の策定と実行を担う者と、本計画の実施による受益者の両方が、相互に手を取り合って、安心できる暮らしを主体的に創り出すことを念頭に置いた理念となっています。

昨今の社会情勢や生活を取り巻く状況から考えると、誰もが地域福祉の受益者になり得ると同時に、誰もが地域福祉を支える担い手にもなり得ます。今後の地域福祉は、受益者と担い手、どちらにもなり得る可能性があることを踏まえた「わたしたち」が、どのような状況にあっても、ちょっとした「気づき」や「工夫」で、自ら安心できる暮らしの実現を目指して行動していくことが重要になります。以上のような思いを込めて基本理念を設定しました。

#### 基本目標

[基本目標1] 人とのつながりを適度に持つ

[基本目標2] 助けを求める、支援を受け取る力「受援力」を高める

[基本目標3] 自分らしく暮らすために必要な情報や機会を得る

[基本目標4] 様々な参加・協力を通じて、人や地域に必要とされる実感を  
得る

[基本目標5] 多様な人や組織との連携・協働を図っていく

[基本目標6] 生きづらさがあっても、その人らしく暮らせるように、  
共に考え、工夫する

基本理念と同様に、地域福祉の受益者と担い手のどちらにもなり得る可能性があることを踏まえた「わたしたち」が、達成を目指す目標として6つ設定しました。

## [4] 計画の体系

基本理念と基本目標の達成を目指し、取り組みの体系を次のとおり設定しました。

基本理念

わたしたちが共に生きていくために  
一人ひとりの「気づき」と「工夫」で  
安心できる暮らしを創り出す

### ▼ 基本目標と取り組みの体系 ▼

基本目標	取り組みの例
① 人とのつながりを適度を持つ	見守り、声かけ ----- 各種活動への誘いかけ ----- 社会的な孤立の防止
② 助けを求め、支援を受け取る力「受援力」を高める	福祉教育、福祉学習による理解と活動の促進 ----- 相談支援、情報交換から「受援力」を高める
③ 自分らしく暮らすために必要な情報や機会を得る	講座や教室の開催、周知 ----- 紙媒体やネット等での情報収集・提供 ----- みんなで取り組む情報共有と福祉意識の高揚
④ 様々な参加・協力を通じて、人や地域に必要とされる実感を得る	多様な参加・協力の方法や機会の拡充 ----- 住民や活動者が真ん中の情報共有の場づくり
⑤ 多様な人や組織との連携・協働を図っていく	社会福祉法人連絡会による連携・協働実践 ----- 発災から復興までを見据えた連携・協働の強化 ----- 多様な人や組織による連携・協働実践
⑥ 生きづらさがあっても、その人らしく暮らせるように、共に考え、工夫する	日常生活に支障がある人への、「狭間」を埋める支援 ----- その他、認知症対応、権利擁護、成年後見、自殺対策、再犯防止など

## 【第3章】 目標達成のための取り組み

### 【基本目標1】 人とのつながりを適度に持つ

地域福祉を進めるうえで、人とのつながりはとても重要です。しかし、現状は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域社会のつながりの希薄化や課題解決機能の脆弱化が一層進んでいます。

つながり方や暮らし方が多様化する中で、改めて地域の現状や個々人の暮らしに合わせた適度な関係でつながり、孤立しないような環境づくりに取り組みます。

#### ○ 取り組みの例

##### ● 見守り、声かけ

民生・児童委員や地域のボランティアなどによる日頃の見守りや、一人で悩みを抱え込まない関係・環境づくりを進めます。

##### ● 各種活動への誘いかけ

地域活動やボランティア活動、サークル活動など人との接点や交流を持つ機会はたくさんありますが、新しい場所・ことに踏み出すときには、どうしてもハードルを感じます。ハードルを超えるための後押しとして、活動者あるいは周囲からの誘いかけがあることで、超えることができる人が増えていきます。

##### ● 社会的な孤立の防止

地域課題や制度の狭間で悩む人、なんらかの要因で社会と関わるのが難しい人に対して、その相談支援の過程の中で、多様な参加の機会・方法を提案し、誰もが社会から孤立せずに、安心して暮らすことができるつながりづくりに取り組みます。



▲ 子どもの登下校の見守り



▲ 傾聴力養成講座

## 【基本目標2】助けを求める、支援を受け取る「受援力」を高める

福祉(ふくし)には、「幸せ、幸福」という意味があります。「ふくし=困っている人」というイメージがあるかもしれませんが、子どもから大人まで、みんなの「ふだんのくらしのしあわせ」を考え、行動することが福祉です。地域福祉は、広川町に住むわたしたちが、安心して暮らすことができる「ふくしのまちづくり」であり、みんながお互いに助けたり助けられたりする関係づくりや、「助けて」と言える地域づくりを進める取り組みです。

また、近年では、地域の担い手不足や、住民同士のつながりの希薄化、頻発する自然災害などの背景から、支援を受け取る力「受援力」を高める必要があると言われています。日頃の相談支援や地域福祉活動の担い手同士の情報交換などの取り組みから、「助けて」と言える地域社会づくりに取り組みます。

### ○ 取り組みの例

#### ● 福祉教育、福祉学習による理解と活動の促進

幅広い年齢層を対象として、福祉についての関心や理解を広げていくために、地域や学校、家庭における福祉教育・学習を促進します。地域での研修会や座談会、学校における総合学習などを通して、地域社会全体で支える仕組みや、一人ひとりに寄り添う環境づくりへつなげていきます。

#### ● 相談支援、情報交換から「受援力」を高める

地域福祉活動や災害ボランティアなどの活動において、その活動の効果をより高めていくためには、受益者本人も助けを求めたり、上手に助けられる「受援力」を高める必要があります。暮らしに関する相談支援や担い手同士の情報交換などの取り組みから、受益者を含む各々の主体が具体的な助けられ方を知ることが、その人らしい暮らしの実現を近づけ、担い手の負担軽減につながります。



▲ 小学生を対象とした福祉教育



▲ ボランティア活動情報交換会

### [基本目標3] 自分らしく暮らすために必要な情報や機会を得る

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、これまで地域で取り組んできた「つながりづくり」や「居場所づくり」が展開しにくい状況が続きました。この状況に対応する手段として、ICT（※1）やソーシャルメディア（※2）を用いた取り組みが改めて注目されました。しかし、これらに不慣れな人は、情報格差だけでなく、つながる機会にも格差が生まれています。これらを解消するために、ICTの活用をサポートする取り組みが求められています。あわせて、身近な地域、あるいは住民同士のつながりの中で必要な情報を得ることができる機会（参加）を積極的に創っていくことも必要です。

（※1）ICT・・・インターネットを活用した情報共有を実現する技術の総称。

（※2）ソーシャルメディア・・・個人や組織などのユーザーが情報を発信・共有・拡散し、情報交流することで形成されるインターネット上のメディアの総称。

#### ○ 取り組みの例

##### ● 講座や教室の開催、周知

地域を拠点としたスマホ教室など、オンライン（インターネット）を活用したコミュニケーションツールや手法を学ぶことにより、一人ひとりの豊かな暮らしの推進と利便性の向上を図ります。

##### ● 紙媒体やネット等での情報収集・提供

広報誌やインターネット、ホームページ、SNSなどを活用し、積極的に情報を収集し、より身近でわかりやすい福祉情報の発信を図ります。

##### ● みんなで取り組む情報共有と福祉意識の高揚

広報誌やインターネットでの情報収集・発信だけではなく、会議や研修会、情報交換会などを通して、行政区長や分館長、地域福祉活動の担い手など、地域のリーダーとの情報共有を積極的に行い、地域福祉活動への理解を促進するとともに、地域ぐるみでの福祉意識の高揚を図ります。



▲ 公民館を拠点としたスマホ講座



▲ 暮らしに関する聞きとり調査

## 【基本目標4】 様々な参加・協力を通じて、人や地域に必要とされる実感を得る

少子高齢化や核家族化、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化から、隣近所との付き合いや助け合いが薄れつつあります。福祉団体、地域のサロン活動や通いの場、その他様々な地域活動において、それらの活動に関わる人の高齢化、若年層の人手不足、世代交代が進まないなど、活動上の課題が顕在化しています。地域福祉活動を継続・発展させ、さらに新しいつながりを生み出したり、活動を活性化させるためには、その活動のヒントを得る機会が必要です。研修や広報などにおいて、多様な参加・協力の方法や担い手の発掘、フォローアップなど、様々な活動における「工夫」を共有することで、お互いが認め合い、理解し合いながら進める地域福祉の環境づくりに取り組みます。

### ○ 取り組みの例

#### ● 多様な参加・協力の方法や機会の拡充

地域社会とのつながり方の強弱や活動参加へのハードルは一人ひとり違います。ボランティア活動やボランティア活動センターへの登録などを通して、本人の「思い」から出発・選択できるように、多様な参加・協力の方法についてみんなで考え、学ぶ機会をもち、誰もが社会に参画できる彩ある地域づくりを進めていきます。

#### ● 住民や活動者が真ん中の情報共有の場づくり

多様な地域活動を支える「担い手」と言われる活動者が、地域ニーズや取り組む上での課題を、個人あるいは地域だけで抱え込むことがないように、担い手間の交流や情報交換などの取り組みから、思いを吐き出すことができる機会をもつとともに、先駆的な取り組み事例や既存の活動から「工夫」を相互に持ち寄り、学び合える場を築いていくことで、安定した地域活動の継続を図ります。



▲ 多世代が活躍する地域の居場所



▲ 災害ボランティア

## 【基本目標5】多様な人や組織との連携・協働を図っていく

頻発する自然災害における復旧復興支援の体制づくり、複雑・多様化する福祉課題の解決を図るためには、福祉に関わる多様な人や組織間の連携を強化していく必要があります。そのためには、互いの情報や課題の共有、具体的な連携協働実践を積み重ねながら、時代に合った連携の形を創造していくことが重要になってきます。多様な人や組織の取り組みを十分に認め合い、柔軟な連携協働を進めます。

### ○ 取り組みの例

#### ● 社会福祉法人連絡会による連携・協働実践

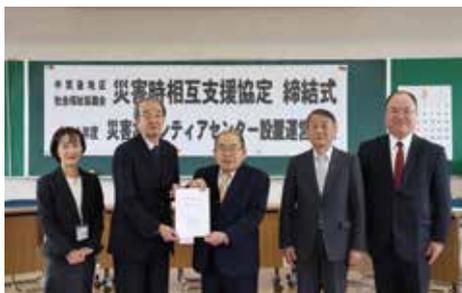
地域や所属を超えて課題や経験を共有し連携を生み出すことで、新しい課題解決の方法やアイデアを創造するためのプラットフォームづくりに取り組みます。

#### ● 発災から復興までを見据えた連携・協働の強化

有事の際には、それぞれの強みを活かして連携し、迅速かつ円滑に行動できるよう、平時からの備え（多職種、他団体との関係づくり、協働実践）とつながりによる支援体制の強化を図ります。

#### ● 多様な人や組織による連携・協働実践

複雑・多様化する福祉課題の解決を図るため、フードドライブや子育て用品のリユース事業など、組織や人の「やりたい＝自発性」をつなぎ、誰もが参加できる柔軟な福祉活動の連携協働実践を進めます。



▲ 災害時の相互支援協定



▲ 連携・協働による子育て用品のリユース事業

## 【基本目標6】生きづらさがあっても、その人らしく暮らせるように、共に考え、工夫する

8050 問題やヤングケアラーなど、複数の分野を跨いだ課題が複雑に絡み合った事例や、課題を抱えながらも必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例が増えています。支援を必要とする人が声を上げやすくする仕組みや、周りが早期に発見する仕組みづくりが必要です。また、地域の中にある様々な課題を誰にでも起こり得ることとして捉え、理解しようとする態度が、専門職にも地域住民にも重要です。制度と地域住民の活動をつなぎながら、生きづらさや課題を抱える人が活動や支援につながる仕組みづくりに取り組むことが必要です。

### ○ 取り組みの例

#### ● 日常生活に支障がある人への、「狭間」を埋める支援

生活課題の複雑化・深刻化が進む中、公的サービスだけでは、十分な課題解決が難しいケースも増えています。そのような制度の「狭間」にある生活課題を地域全体で捉え、その解決に向けて行動・工夫する地域をめざし、地域や民間の福祉活動を、選択肢として更に増やしていくための取り組みを促進します。

#### ● その他、認知症対応、権利擁護、成年後見、自殺対策、再犯防止など

様々な理由で生きづらさや課題を抱える人が増える中、現状を知り、そのような生活課題を「わがこと」として捉え、理解を促進するための機会をつくり、活動や支援につながる仕組みづくりを進めます。



▲ 暮らしのサポーターによる生活支援



▲ 認知症サポーター養成講座

## 【第4章】計画の進め方

### 〔1〕計画の実施体制

本計画は、広川町において、地域福祉活動を進めていくための民間の行動計画であるため、計画の実施にあたっては、社協だけではなく、地域住民や福祉団体、NPO・ボランティア、民間事業者、行政等との役割と責任の分担に基づいた、協働・連携によって進めていきます。まずは、地域における課題を共有し、解決に必要な資源とアイデアを結集し、計画を具体的に進めていきます。計画実施後の評価や見直しについても、できる限り共に行い、より良い成果が生まれるよう取り組んでいきます。

### 〔2〕計画の進行管理

本計画における実施状況の評価、見直しなどに関する進行管理については、計画策定に携わった者を中心に構成される会議体で行い、社協を事務局として適切に実施していきます。また、進行管理の結果については、住民に周知するため、広報誌やホームページを活用して情報を発信していきます。

そして、進行管理の基本的な進め方については、本計画に基づく事業実施計画を作成し、PDCA サイクルに基づき、評価と見直しを進めていきます。



## 社会福祉法人広川町社会福祉協議会 広川町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉に関する活動を行う者等が相互に協力して、広川町の地域福祉の推進を目指した、総合的な地域福祉の活動計画を策定するため、広川町地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、広川町社会福祉協議会会長（以下、「会長」という）が委嘱する。

- (1) 広川町民生委員・児童委員協議会代表
- (2) 広川町区長会代表
- (3) 町内社会福祉施設代表
- (4) 関係団体代表者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 前各号に掲げる者の他、会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定されるまでの日とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 委員会の委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、広川町社会福祉協議会地域福祉係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 計画策定の経過

### 地域福祉活動計画策定委員会

日 時	内 容
令和6年 9月 4日	委員委嘱、活動の現状や課題について (第2計画の振り返りを含めて)
令和6年 9月25日	第2期計画を踏まえた課題の整理と第3期計画の基本理念・基本目標と取り組みの体系(案)について
令和6年10月22日	第3期計画書(案)の内容に関する確認と委員会の振り返り

### 地域福祉活動計画策定チーム会議

日 時	内 容
令和6年 8月14日	第1回策定委員会準備
令和6年 9月 4日	第1回策定委員会振り返り、進行確認
令和6年 9月17日	第2期計画振り返り、第2回策定委員会準備
令和6年 9月25日	第2回策定委員会振り返り、進行確認
令和6年10月15日	第3期計画書案確認、第3回策定委員会準備
令和6年10月22日	第3回策定委員会振り返り、進行確認

## 第3期 広川町地域福祉活動計画

令和7年3月発行

社会福祉法人 広川町社会福祉協議会

TEL 0943-32-3768 FAX 0943-32-5530

<https://hirokawashakyou.jp/>

〒834-0115

福岡県八女郡広川町大字新代 2165-1 広川町保健・福祉センターはなやぎの里内

製作：せりた PR 企画



第3期  
広川町  
地域福祉活動計画

社会福祉法人 広川町社会福祉協議会  
第3期広川町地域福祉活動計画策定委員会